

貸し出し条件の変更が努力目標にとどまつたとはいえる。法案には多くの問題がある。最も問題なのは、政府による信用保証を過度に拡大することに伴う点だ。法案によれば、貸し出し条件変更後に貸し倒れや焦げ付きがあつた場合、信用保証協会を通じ、政府が債務を肩代わりする。既

理の欠如》を強める。
第二に、政府による過剰な信用保証で、信用リスクと金利の関係が不明確になり、民間金融機関のリスク管理能力が低下する点だ。日銀の「金融システムリポート」(2009年9月)は、中小企業の信用リスクに応じた金利を金融機関が設定しにくくなっている要因の一つとして、公的支援の行き過ぎを挙げた。信用リスクを管理し、リスクを見あつた貸出金利を設定して安定した収益を確保することで、金融機関の健全性を保つことができる。昨年、東京都が追加出資する事態に追い込

経済教室

意(しい)性が高まつたと解釈され、日本の金融システム全体に対する不信感さえ生み出しかねない。

星 岳雄 橋川 昌哉
亜細亞大學教授 講義塾慶應大學
カリフォルニア大学サンディエゴ校教授

- ・貸し渋り対策で、過度に政府介入するな
- ・真の問題は貸し渋りではなく収益の低迷
- ・政府支援の照準、新規参入・産業再生に

問題多い中小企業金融円滑化法案 新規融資一段と萎縮も

本筋は企業収益向上

卷之三

応じるよう「努力」することとされ、返済猶予の強制はなくなった。だがその努力規定に関し、金融機関の責の自主判断に委ねられるのか、それとも金融庁の強い指導が行われるのか明らかではない。



このように、今回の法案には問題が多い。貸し出し条件の変更は努力規定とされたが、実施に際し金融庁が強く指導することになれば、問題

業への貸し済り・貸しはがし等がそれほど深刻でないとすれば、新規企業に対して金融機関が適切な審査と融資を行っているかどうかが、より重要な要素となる。

応じるよう「努力」することとされ、返済猶予の強制はなくなつた。だがその努力規定に関し、金融機関の眞の自主判断に委ねられるのか、それとも金融庁の強い指導が行われるのか明らかではない。

亀井静香金融担当相が「モラトリアム」を提案したのは、2カ月前の大蔵就任直後のこどった。法令で国家が民間の契約関係に介入し、金銭債務の返済を一定期間猶予するような政策は、金融行政の恣意（しい）性が高まつたと解釈され、日本の金融システム全体に対する不信感さえ生み出しかねない。

先月末に閣議決定された中小企業金融円滑化法案では、中小企業など借り手から貸し出し条件変更の申し込みがあった場合、金融機関はそれに存の保証制度が、適用を受けていらない企業にまで拡大され、貸し倒れリスクを政府が肩代わりすることになり、金融機関のモラルハザード（倫

金融円滑化法案

凶と萎縮も

まれた新銀行東京も、そのず
さんな信用リスク管理が経営
悪化の主因であった。

リスクを今以上に高める結果になる。返済猶予の対象には中小企業向け融資だけでなく個人向け住宅ローンも含まれるため、これらの資産を裏付けとする証券化商品の市場にも悪影響をもたらすだろう。

政府の介入なしでも自発的に行われている。経済産業研研究所の今年2月のアンケート調査によれば、08年9月のリーマン・ショック以降に小規模企業の約9%がメーンバンクからの返済延期を受けた。0%という数字が大きいか小さいかは意見が分かれようが、

はさうに大きくなる。
そもそも中小企業再生に必要なのは、貸出市場への政府の介入ではなく、長期的な企業・産業レベルでの再生である。いくつかの方策がある。まず金融機関の健全性を保持する政策が重要である。金融機関が資本不足に陥ると、

その結果、再建が難しい企業だけが返済猶予を求めることがになり、猶予期間後の返済が見込めなくなる。結局、税金を使って返済見込みのない企業を延命させることになる。

銀行が返済猶予に応じた債権は、通常なら不良債権として引当金を積むが、法案では、貸倒損失を補てんする公的な

沿革の背景はあるものの、口
小・零細向け貸出市場で激し
い貸し渋り・貸しはがしが発
生しているとの認識である。
だが現状のデータは、その認
識に強い疑問を投げかける。
例えば、2000年から02

合は大きい関係も見られるだけに、中小・零細企業ほど済猶予を必要とし、金融機関も小規模な借り手との交渉を優先していると考えられる。中小・零細企業にとって問

はさうに大きくなる。
そもそも中小企業再生に必要なのは、貸出市場への政府の介入ではなく、長期的な企業・産業レベルでの再生である。いくつかの方策がある。まず金融機関の健全性を保持する政策が重要である。金融機関が資本不足に陥ると、